

徳島県告示第二百二十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年五月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
板野郡上板町西分字滝ノ宮五の二（国有林）
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅